

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カンタン

やさしい
年金講座(その82)

遺族厚生年金について②

Q

私は、昭和27年5月2日生まれで、今年60歳になりますが、現在働きながら、夫の遺族厚生年金を受給中です。60歳以降は退職して失業給付を受ける予定ですが、そのまま遺族厚生年金を受給するか、自分の老齢厚生年金を受給するか悩んでいます。年金額は、老齢厚生年金の方が、若干多くなる見込みですが、どちらの選択が有利でしょうか？

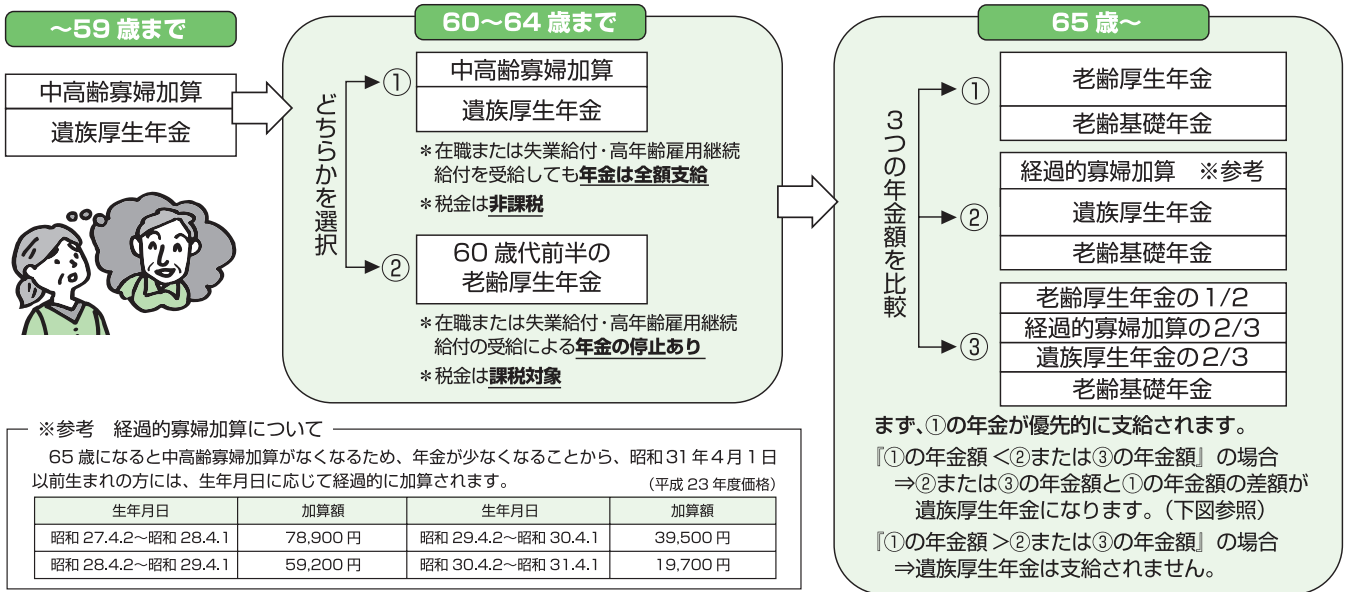
A

あなたの場合、60歳から特別支給の老齢厚生年金を受給できますので、自分の老齢厚生年金を受給するか、遺族厚生年金を受給するか選択することになります。老齢厚生年金の場合、失業給付受給中は年金が全額停止となりますが、遺族厚生年金を選択した場合、失業給付を受けても年金額は全額停止されません。

また税金についても、老齢厚生年金は課税対象ですが、遺族厚生年金は非課税になりますので、年金額に差が少なければ、年金が停止されることや、課税対象となることを考慮して、選択された方がよいと思います。

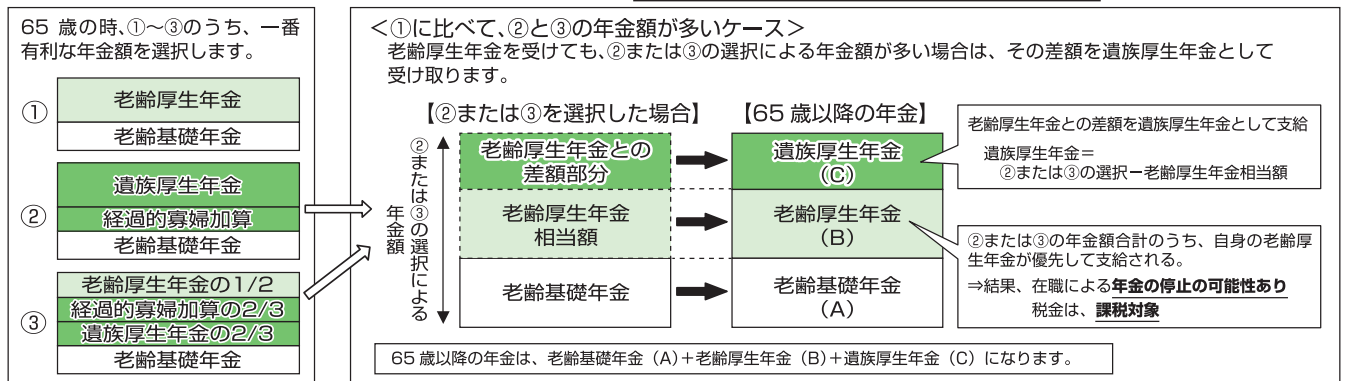
なお、65歳からは、3つの年金額を比較し、一番有利な年金額を選択することになりますが、この場合、自身の老齢厚生年金が優先的に支給され、選択肢により老齢厚生年金を超える年金額がある場合は、その差額分が遺族厚生年金となります。

遺族厚生年金と他の年金給付との選択



65歳以降の遺族厚生年金について

平成19年の法改正により、65歳以降の遺族厚生年金は、原則として①「自身の老齢厚生年金+自身の老齢基礎年金」が優先的に支給され、②や③よりも低額となる場合は、**差額が遺族厚生年金として支給されます。**



*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@toyobo.jp までメールしてください。